

対内直接投資審査制度について

2023年1月25日
経済産業省北海道経済産業局
国際課

なぜ対内直接投資管理制度が必要か？

【答え】 対内直接投資は優れた技術やノウハウをもたらし、我が国経済の成長に資するもの。そうした投資活動の自由を確保しながらも、**国の安全等で問題となる場合に対処**するためには投資管理制度が必要。

上記の**問題となる投資に関与**すると、以下のような弊害を被る可能性がある。

外為法上

- ✓ 計画していた**投資が行われなくなってしまう**おそれ



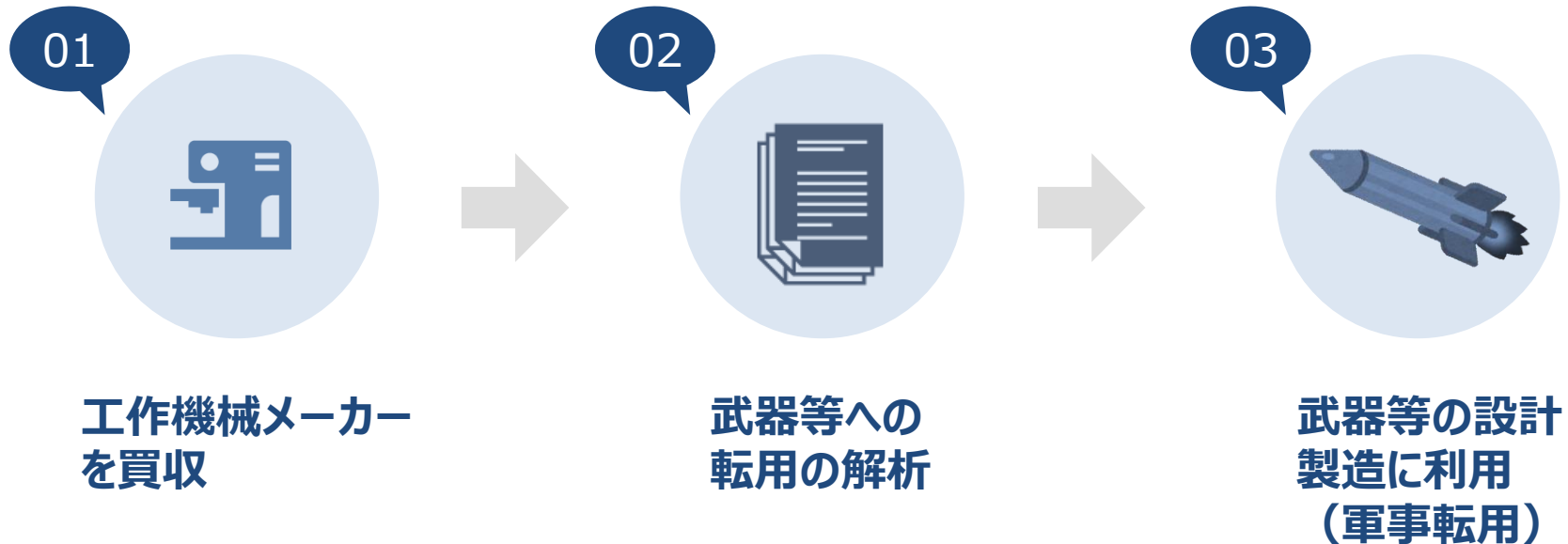
経済安保上

- ✓ 企業の**レピュテーションリスク**（悪い噂、評判）
- ✓ 企業価値の毀損のおそれ（株価低下など）
- ✓ **他社から取引が打ち切られる**おそれ

どういった投資が問題となるのか？

想定事例①（技術の軍事転用）

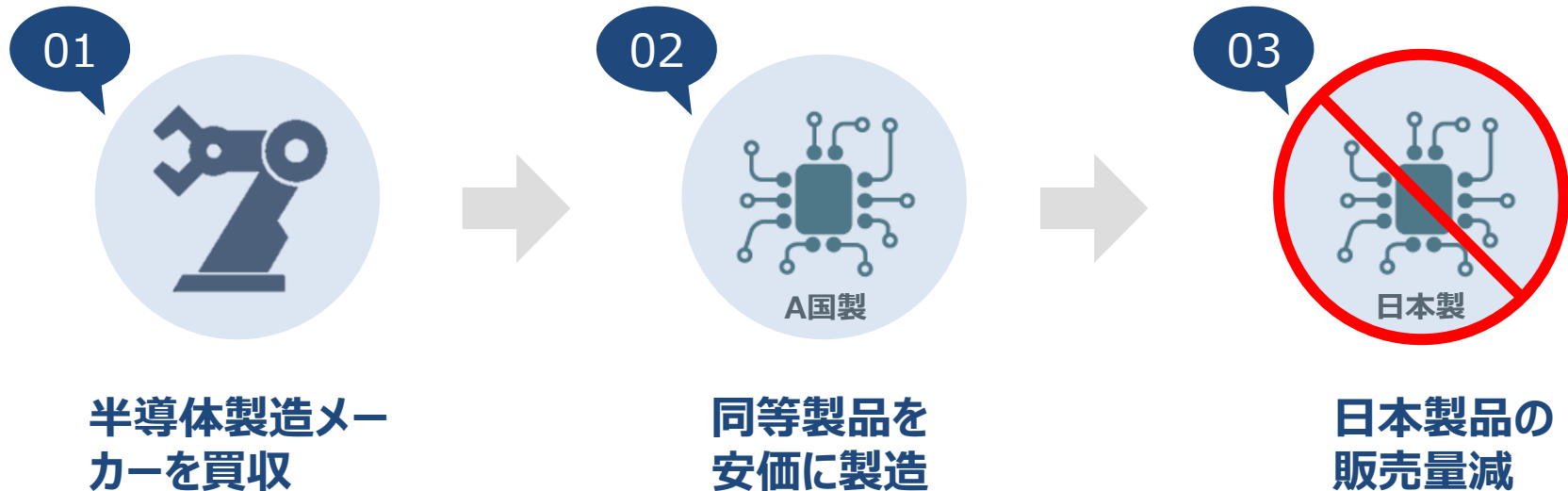
- A国が、軍事転用が可能な機械部品を製造する日本の工作機械メーカーB社を買収し、B社の有する機械部品の設計製造技術がA国に流出した。A国は当該技術を用いて武器等の設計製造に利用し、その結果、日本の安全保障への懸念が増した。



どういった投資が問題となるのか？

想定事例②（基盤技術の流出）

- A国が、日本の製造業の基盤となる半導体製造技術を保有するB社を買収し、当該技術が流出。A国は当該技術を使って、同等製品を安価に製造可能となり、日本の製品が売れなくなった。そのため、日本の半導体産業が衰退し、A国からの輸入に依存するようになった。



外国から投資を受ける前にご相談下さい

以下の事業を行ってれば、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス等

<外為法で問題となる投資事例>

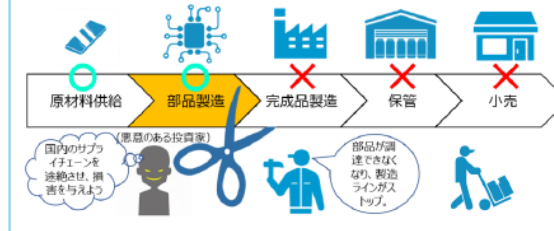
■ 技術の国外流出に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



■ サプライチェーン途絶に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



投資の変更・中止が求められる可能性あり

□ 問合せ・相談先

経済産業省 北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-2311(内線2606)/ 011-709-1752(直) /E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室

TEL:03-3501-1511(代)/ 03-3501-1774(直) /E-mail:bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp